

# 役員資格規程

(理事及び監事候補者の資格)

第1条 理事候補者の資格は会員（役員を含む。但し、法人の場合は1名に限る）であり、且つ次の各号に該当する者とする。

- (1) 宅地建物取引士である者、又は同等以上の国家資格を有する者
  - (2) 連続して候補者となる理事は、前任期中理事会及び関係会議等に3分の2以上出席した者
  - (3) 宅地建物取引業法及び関係諸法令によって5年以内に宅地建物取引業の免許停止以上の処分をされた事実のない者
  - (4) 定款及びこの内規並びにその他の諸規程に反し5年以内に（公社）沖縄県宅地建物取引業協会の綱紀委員会規程第3条(2)～(7)までの処分をされた事実のない者
  - (5) 理事候補者は満70歳までとする
- 2 監事候補者の資格は次のとおりとする。
- (1) 会員から推薦される監事は、前項に準ずる者
  - (2) 会員以外から推薦される監事は、弁護士、税理士等所属団体の承認を受けた者又は同等以上の学識経験を有する者
  - (3) 監事候補者は満70歳までとする

(規則の改廃)

第2条 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行わなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月15日より施行する。
- 2 令和6年3月8日一部改正 同日施行
- 3 令和6年4月16日一部改正 同日施行